

2013年12月議会一般質問（10月10日）

日本共産党の大名美恵子でございます。一般質問を行います。

村執行部におかれましては現在、来年度予算案の確定に向け、ご苦労が多いときと思います。しかし、こうした村政や私たち住民生活に直接影響ある国政のあり方が今本当に問題だらけです。直前では憲法の大原則である人権、民主主義、平和を踏みつぶす稀代の違憲立法、秘密保護法を、日ごとに反対や批判の国民世論が高まる中、数の力に任せて成立させました。このことを安倍政権が暴挙に暴挙を重ねて世論から逃げ切ったと考えるなら、それは大間違いです。追い詰められているのは安倍政権と暴走する与党であり、廃案を求める国民の闘いは一層燃え盛ることでしょう。

日本共産党は引き続き、多くの皆さんと手を結び、憲法を高く掲げ、日本を米軍とともに海外で戦争する国に変える企てを断固許さないために力を尽くすものです。

では、一般質問に入ります。

1点目は、活づくりタウンミーティングについて村長に伺います。

予定された“村長とつぶやく”活（かつ）づくりタウンミーティングが11月30日開催をもって終了したとのことで、開催状況のまとめの資料を提出していただきました。コミセン6館で参加者合計は45名、おおよそ1館20名を予定していたということですから、全体的には予定人数の37.5%の参加率だったこととなります。

また、各会場での話題ですが、これは村長からテーマを投げかけたわけではなく、参加された住民お一人お一人から出していただいたものということで多岐にわたっています。ミーティングは、より多くの住民の皆様のご意見を村政に反映させるために新たな視点での住民と村長の対話の場を設定したということですが、この目的から見た達成度をどう見ておられるのか、まず伺います。

また、この場の設定は村長の公約である東海第二原発の再稼働問題を判断するにあたり、住民の声を聞くということの実現の一端と位置づけたものなのかどうか伺います。そして、公約実現に向けた今後の予定は既に決めてあるのか伺います。

村長 タウンミーティングですが、結果として45名ということで、想定した人数より少なかった。事情をお伺いしますと予定があったとか、いろいろ日程的なことも時間帯もいろいろあったと思いますので、これ1つ参考として今後設定を考えていきたいと思っておりますが、結果としましては、ふだんなかなか直接お話しする機会がないと。あと村政についても考えたことがなかったけれども、村長と会う機会があったので、改めて身近なことですか近隣の人と村政について話すことがあって、それで参加しましたという方もいましたので、その広がりという意味では、かなり影響あったのかと思いますので、一定の成果があったと考えています。

終わった後のアンケートの結果をもちましても、継続的にやってほしいという意見が

ありましたので、これは今後、継続していきますが、やり方とテーマを絞ったり、世代を絞ったり、その辺の工夫は必要かと思えます。

原発問題につきましては、大名議員おっしゃるとおり、そこにテーマを絞っておりませんでした。村民の方から、やはりそこは聞きたいと。ただ、村民の方が私はこういう意見です、村長はどうですかという投げかけはなかったです。まず、村長の考えを聞きたいと。私が考えを話しますときに、それについて「そうですか」と言って終わる人と、「いや、私はこうです」とか「私もそうです」とか、そういう反応がありましたので、このタウンミーティングだけをもって村民の意見が全て聞けるとは思っておりませんので、原発の問題についてはこの手法だけで意見を聞いたとは思っていません。ですから、それはまた別の場をつくる必要があるというのは認識しております。

ただ、村政全般については、このタウンミーティングはある程度、頻繁にやっていけば、それなりに皆さんの意識も変わってくれて、村民の方が村政に参加するという意識はかなり上がってくるのではないかと考えていますので、私のできる範囲で、そこは労を惜しまず、今後もやっていきたいというふうに思っています。以上です。

大名美恵子議員　そうしますと、一応公約との関係では、その一端ではあるということと、それから別な方法もということで、それはまだ具体的に決まっていないということになるわけですね。

それで、村政全般についてはということでお話ありましたけれども、タウンミーティングのやり方ですが、村長お一人と村民という方式で行っているわけです。この中でのやりとりを村政に反映させるということが目的になっているわけですが、これまでの自治会加入を促進し、要望の多くは自治会に上げて村に要望するという、ほぼルール化されていることとの関係では、どのようになっていくのか。

また、政策の起案ですけれども、これは村長自らが行うというようなことなのか、これをもって村の住民の要望や意見吸い上げの方法が大きく転換するというふうにも思われるんですが、その辺いかなものか伺いたいと思います。

村長　このタウンミーティングで私が直接お聞きすることは非常に重要なことだと思っておりますが、それをもってトップダウンで何かを指示するということは考えていません。あくまでこれは担当課に戻して、担当課でさらに現状を把握していただいて、それが特定の地域だけのものなのか、村内全体にわたるものなのか、そういうことも含めて政策としてどうするか。その個人的にいろいろお思いなことがあって、私に伝えていただいたことについては、そこはきちんとお答えはします、個人的には。ただ、政策として、それをすぐやるかどうかというのは、きちんと担当課で判断してもらおうというところは組織として対応することを考えていますので、このタウンミーティングでいろいろなことを決めてしまうということはありません。

大名美恵子議員 それは村の立場としては、そうなのかなと思うんですね。ただ、わざわざ集められて集まってきた住民の方は一生懸命意見を言った。だけれども、なかなか政策にはつながらないというようなこともあるということなので、ちょっとがっかり感が発生したりというようなこともあるのではないかなということで、村長としての新たな試み、それから意欲、そういうのは十分わかるんですけども、やはりそこに参加して、少ない人数の中でやりとりをしたということでは、本当に参加された方は喜ぶでしょうし、いろいろ自分が村政に役立つのかなという期待を持ったりということがあると思うんですね。そういうふうになった村民の方に対するケアというか、そういうのが重要になってくるのかなというふうにいるんですね。そこはぜひ十分大事にしていきたいというふうに思います。

それでは、再々質問ということなんですけれども、公約実現であった東海第二原発の再稼働問題を判断するに当たり、住民の声を聞く、このことですが、これは本当に大変重要な問題でありまして、先ほど村長自身も答えはありましたけれども、意見集約については誰が見ても、どう考えても納得いく意見集約の方法、集約の内容だなと感じられるような内容になっていくことが大事だなというふうに思うんですね。その点しっかりと貫くという、その決意をお聞きしたいと思います。

村長 大名議員のおっしゃるとおりで、その意見の集約方法として公平に公正に冷静に、そういうことが話せる場、ですからいろいろな考え方がいますが、ぜひその方たちがお互いに話ができる。感情的なものは絶対出さないということを条件に冷静に話ができる、そういう場をつくりたいと。そのコーディネーター役を誰がやるべきかというところで、今悩みがあります。

役場がやってしまった場合に、いろいろ議論が進みますと、どうしても役場側にどうするんだというふうに向けられそうな気がするんで、ですからそこは村民の中でも、そういうふうにしたいのかというのを、なかなか結論までいかないと思うんですけども、お互い考えていることが冷静に話し合えるような場、その冷静に話し合う場を誰に取り仕切ってもらおうのかと。そこがちょっと今悩みの種で、そこがうまくできれば、そういう場はつくっていききたいと思います。

大名美恵子議員 2点目は、コミセン減免規定の見直しについて伺います。

9月議会に上程されたコミセンの設置及び管理に関する条例の改正案が否決されたことに伴い、担当課は今議会直前には条例改正ではなく、条例施行規則中の減免規定の見直しを示してきました。来年度は消費税の増税、村としても国保税率の引き上げなど住民の生活実感とは裏腹に負担増が多く分野で予定されています。今回のコミセン使用料の減免規定の見直しは、利用者に直接負担増の影響が出るものであり、行うべきではありません。

また、村としては条例改正案が否決されたことの重みをしっかり受けとめ、抜本的に

コミセンの設置及び管理に関する内容を検討すべきではないかと考えます。条例施行規則中、使用料の減免額の見直しを行う理由をまず伺います。

総合政策部長 現在コミュニティセンターの使用料減免につきましては、東海村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則に基づき取り扱い基準を定め、実施しております。平成 25 年 9 月 1 日現在で 555 の団体を減免の対象として免除しております。

コミュニティセンターは昭和 63 年の石神地区への開設以来、教育委員会管理の生涯学習の拠点施設として地区館的役割を担ってきたため、一人でも多くの方に利用していただきたいという考え方から、これまで多くの団体が減免とされてきました。しかし、社会教育法の制約を外れ、より柔軟な利用が可能となるよう平成 16 年度から村長部局へ移管されましたが、減免団体のあり方はそのまま継承され、謝礼が目的のような活動や、使用者は同じ方なのに団体の名称を変え、連続的利用など、その利用状況や内容から判断して疑問の声が多く、使用料減免団体のあり方については村としても長年の懸案事項となっております。

そのようなことから、村では平成 23 年度にコミセンの利用者を対象として、平成 24 年度には村民を対象としたアンケート調査を実施し、皆様からのご意見を頂戴しました。その結果は、いずれにおきましても過半数以上の方から現在の取り扱い基準の見直しを行い、料金を徴収することについて前向きな意見をいただいております。この結果を踏まえまして、村といたしましては、村の公共施設の中でコミュニティセンターを先行して減免取り扱い基準の見直しを行い、平成 26 年 4 月から新たな基準での適用を考えており、来年 1 月上旬からその周知を図ってまいり所存でございます。

大名美恵子議員 答弁はいただきましたけれども、私の感触では条例改正案が否決されたので、現条例に基づく施行規則だけでも変えるというそのような手法のように感じられてしまいます。

しかも、その理由の中に「条例改正に反対した議員でも減免規定の見直しには賛成という議員もいる」、または「現場の声があるから」などが挙げられていますが、やはり何か少し強引さを感じます。公共施設の持つ性格からして、利用しやすさが最も重要ではないでしょうか。

私どもは公共料金の引き上げには、そもそも反対ではありますが、もし利用料に関する検討をするのであれば、全ての村公共施設の利用料について利用住民の立場で関係者が集まり、時間をかけて検討すべきではないかと考えます。いかがでしょうか。

総合政策部長 条例のほうで否決されましたけれども、そこに出していた内容は、バーベキュー施設が村内のコミュニティセンター 2 カ所ございまして、それが無料となっておりまして、それについて有料とさせていただきたいという提案をしたものでございま

す。その提案と今回の内容につきましては分けて考えていただきたいと思うんですが、条例の改正が伴うものではなくて、減免の取り扱い基準、言うなれば内規でございますが、そこを厳格に見直していきたいと、そういうように考えてございます。

それから、他の施設との兼ね合いもあるということですが、他の施設におきましては、例えばスポーツ施設であればスポーツを目的とした団体をその目的によって減免をしておりますが、そのコミュニティセンターという性格上、全てが減免の対象となるかのような形で取り扱っているというところに問題がございますので、そこについてはご理解のほどを賜りたいと思います。

大名美恵子議員 コミセンも体育館もそれから文化センターも、いろいろ村が持っている公共施設、これは全て公共施設ということで同じだと思うんですね。それで、そうした観点から、その利用に当たっては、やはり住民の立場でいろいろ検討して利用できるように提供していく、そのことが大事だというふうに思うんですね。

そういう中で公共施設等使用料審査会というのが村の中にあるということを知りまして、その会長さんに伺いましたところ、今回のコミセン減免規定の見直しについて審査をした結果、この見直しはそれでいいだろうということになったということですが、私はこれでは提案されるがままで、あってもなくてもいいような審査会のように感じられました。今回の見直しは、減免規定を有する複数の公共施設のある中でコミセンだけが見直すという、住民からすれば大変利用しづらくなる改定だとは思わないのでしょうか。

例えばスポーツをする方が体育館を利用し、その方の子供のスポーツ少年団の保護者会でコミセンを使う、またその方は絵が好きで絵手紙サークルに参加していて中央公民館を利用するなど、1人の方の公共施設の利用目的は多岐にあります。コミセンだけが減免の見直しをするということですが、免除から外れていく団体の線を何を根拠に誰が引くのか、そのやり方には問題を感じます。やめるべきと考えます。

公共施設は民間の貸し館と違って、あくまで利用する住民の立場で検討すべきです。そして、何といたっても改正条例案が否決されたことを村はもっと真摯に受けとめ、抜本の見直しに入るべきです。意見とします。

大名美恵子議員 3点目は、10日付広報「とうかい」の表紙の考え方について伺います。

10日付広報「とうかい」の表紙の人物写真に若い親子連れが登場していることは、毎回見るたびに希望と元気をいただく感に包まれ、ほほ笑ましく思っております。本村はこうした人口が増えつつあるとも聞いており、将来性を感じてうれしい限りです。

先日、保健センターに行った折、広報「とうかい」の表紙に載る親子を募集する小さなカードのようなものが目にとまりました。以前、広報担当の方から聞いていたのは、応募が多く、順番待ちの状況ということでした。現在は応募が減少してきているとのこと。

そこで、広報「とうかい」の表紙に関する今後のことで提案させていただきます。

本村の大きな目標であり、課題である協働のまちづくりの視点から、若い親子連れを基調としつつ、さまざまな分野でまちづくりを支える輝く老若男女が表紙に登場することを検討してはどうか、見解を伺います。

総務部長 現在、村では広報「とうかい」を毎月10日と25日の2回発行しておりますが、この10日号の表紙につきましては、子育て世代の若い親子の写真を掲載しております。親子の触れ合いや情愛、きずなといったものを表現するとともに、読者の目を引きつけ、より親しみやすさを感じていただくことによって、広報紙をご愛読いただくことを狙いとしております。

表紙が現在の形態をとるようになりましたのは、平成12年4月からでございます。当時、庁内の若手を中心として組織された広報委員会で、従来の表紙を変更して、より親しみやすい表紙とするために、母親と子供と一緒に写った写真を表紙に配置し、さらにその母親による子育てエッセーを裏表紙に掲載することで親しみやすさと若い世代のアピールをするために、現在のデザインを決定したものでございます。

以来13年間この様式を継続しているところでありますが、時間の経過とともに、当初の目新しさが失われつつあることも事実であります。この点につきましては、内部でも表紙のイメージ刷新する時期であるという認識をしております。近く表紙のデザインの変更を予定しているところでございます。

また、ご指摘にありました協働のまちづくりという視点から考えれば、果たして広報紙の表紙として取り上げるのが若い世代の親子だけという状態が適切かという点についても検討の余地があるところを認識しております。地域の中では当然のことながら、さまざまな世代の方が、さまざまな立場で活動されております。このような多くの方たちにスポットライトを当てまして、広報紙を通じて積極的に取り上げることがさらなる相互理解につながるのではないかという考えでございますので、十分に検討しながら進めてまいりたいと思っております。

老若男女、広い世代の方を表紙で紹介してはどうかというご提案ですが、必ずしも親子に限定しているという考えではございません。幅広い世代の方々をどのような形態で紹介していくかという点につきましては、広報委員会を含めて今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

この広報紙は、さまざまな情報を発信する手段であるという大前提でありますので、村民の皆様による地域活動や文化活動を取り上げまして広くお伝えすることによって、さらに多くの方に村に対する関心と愛着を持っていただくという大切な役割があると認識しております。このような意味から、多くの村民の皆様は紙面にご登場いただけるよう、さまざまなコーナーを設けまして取り組みを進めているところでございます。今後とも多くの皆様が広報紙に載りたいと思っただけのような充実した紙面となりますよう研究を積んでまいりたいと考えております。

大名美恵子議員 答弁が大変詳しくかったので、質問ではなく、それでも意見としてご紹介したいことがありますので、述べさせていただきます。

10月に鹿児島県鹿屋市串良町柳谷町内会、通称「やねだん」と言われるそうですが、ここでの行政に頼り過ぎない村づくりの取り組みの録画を見る機会がありました。集落人口約300人、高齢化率40%という中での取り組みは大変感動的でした。内容のすばらしさは、ぜひ社会福祉協議会からDVDをお借りして見ていただければと思いますが、この300人一人ひとりの本当に輝いた顔写真が地区祭りのときに展示されていたのが印象的でした。

本村は、行政と村民との協働のまちづくりを進めているわけですが、こうした紹介などがいろいろな場面で可能な限り貫くことができれば、協働のまちづくりがより身近になるのではないかと思います。ぜひ、ただいまの答弁の方向、検討をお願いしたいと思います。

大名美恵子議員 4点目は、子ども・子育て支援法制定による本村の影響についてお聞きします。

2012年8月10日可決・成立で22日公布の子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度が、2015年4月から本格実施の見込みとされています。当初、児童福祉法第24条に規定された市町村の保育実施義務を撤廃し、国と市町村の保育の責任を放棄することが最大の問題点と指摘され、多くの関係者の運動の結果、この狙いをはね返し、保育所については市町村の保育実施責任を残すことができたと言われています。

本村が既に実施している保育、幼稚園教育、学童保育等の先進性や高度なサービスに新制度はどんな影響を及ぼすのか、具体的にわかれば伺います。また、本格実施を前に事前の取り組みで求められているのは何か伺います。

福祉部長 お答えいたします。

子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援新制度は、一人ひとりの子供が健やかに成長することができる社会の実現を目指して新たに創設されるもので、消費税引き上げに伴う財源確保により、平成27年4月から本格実施される予定でございます。

本村が今後取り組む主な業務としましては、国の子ども・子育て会議で検討された基本指針や基準等に基づき、東海村子ども・子育て支援事業計画の策定があり、この計画が本村の子供や子育て家庭の実情に即した実効性のあるものとするため、保護者を含む子育ての当事者などを委員に、東海村子ども・子育て会議を設置する予定でございます。

なお、制度施行後において、幼稚園、保育所、認定こども園などの利用面では、市町村が教育・保育を受けようとする保護者に対し、保育の必要性の認定事務を行い、原則として保護者が施設を選択する形がとられることが上げられます。

現在、幼児期における学校教育、保育等にかかわる需要などの見込みを把握するため、村内在住のゼロ歳から8歳までの子供がいる1,500世帯を無作為に抽出し、ニーズ調査

を行い、来年3月を目処に取りまとめを進めているところでございます。

なお、新制度の具体的な内容につきましては国でも検討段階であることから、新制度にかかわる影響については現段階では申し上げにくいところではございますが、村といたしましては保育サービスの後退につながらないよう質の高い保育サービスを提供していくために新制度への円滑な移行を進めてまいりたいと考えております。

また、本村の学童クラブにつきましては、他市町村に先駆けて小学校6年生までの児童を対象としていることから、現体制を維持していく考えでございます。

大名美恵子議員 この制度、検討段階だから影響については言いにくいというようなことも述べられておりますが、想定されることはあるはずですよ。

例えば待機児解消のために、新制度では保育ママや小規模保育等の地域型保育を市町村が組み合わせて計画整備するとあります。川崎市の待機児ゼロ作戦の後追いのような内容ですが、川崎市では、この陰で劣悪環境での保育が多くなりました。村の子どもは村の宝としてしっかり保育環境を守り、保護者の働きながらの子育て環境を守るためには現状のシステムのほうがより確実ですよ。

もちろん村は待機児解消を保育所で解消していくということを言っていますが、制度が新しくなっても、今のシステムを貫くことができるのかどうか肝心であり、答弁の新制度への円滑な移行を進めるということ自体が既にサービスの後退を招いているということを申し述べたいと思います。

いずれにしても、現在では答えにくいということですので、再質問は別の2点お聞きします。

1つは、今後の子ども人口の推移です。

2つ目は、新制度を見越して本村への保育所等設置を希望する事業所は見込まれるのか伺います。

福祉部長 子どもの人口でございますけれども、これは国の社会保障人口問題研究所が今年3月に公表したものですけれども、日本の地域別将来推計人口でゼロ歳から4歳までの本村の将来推計人口を見ますと、平成27年度までは微増ではございますが、増えてまいります。その後は減少傾向に転じると推計をされております。

それから、本村における保育所入所待機児童数についても、ちょっとお話をさせていただきます。百塚保育所の増築によりまして3歳以上の子どもについては解消したものの、12月1日現在ゼロ歳児を中心に33人が入所待ちとなっておりますが、平成27年1月の供用開始を予定する幼保連携施設の整備により、さら一定数の減少が図られると考えているところでございます。

それから、もう1点でございますけれども、保育所の設置を希望するところはあるのかというようなご質問でございますが、そちらにつきましては今のところ2つの社会福祉法人から保育所型の認定こども園開設に関する相談を受けている、そのような状況で

ございます。

大名美恵子議員 相談が保育施設が新たに増える相談なのか、現状の保育所を認定こども園に変更する相談なのかなどよくわかりませんが、いずれにしても今後設置される村子ども・子育て会議の果たす役割と支援事業計画の内容が重要になってきます。そして、その視点は、何より子どもの育つ環境に憲法や児童福祉法、子どもの権利条約などをしっかりと根づかせることにあるということを強調させていただきます。ぜひ据えてやっていただきたいと思います。

大名美恵子議員 5点目は、子どもの医療費無料化年齢引き上げについて伺います。

本村の子どもの医療費無料化政策は、村民はもとより他自治体住民からも評価され、これら施策のよさが「東海村は子育てしやすいまち」と言われています。東海村の特色、独自性を一層発揮する観点で、高校卒業までの医療費無料化実施を検討してはどうか、考え方を伺います。

福祉部長 子どもの医療費無料化の年齢引き上げについてでございますが、本村では県制度であるマル福と村独自の医療費支給事業マル特により、中学校卒業までの医療費を無料としております。これは保護者の経済的負担の軽減とあわせ、成長過程にある乳幼児や児童は病気に対する抵抗力が弱いことにも配慮した事業でございます。

そのほか、妊産婦やひとり親世帯、心身に障害をお持ちの方についても医療費を無料にするなど対象範囲を拡大してまいりました。これに伴い、本村の医療費支給額は年々増加傾向にありまして、昨年度、平成24年度のゼロ歳から15歳までの対象者数は延べ6,225人で支給額は約1億7,000万円となっております。1人当たりの医療費は約2万7,000円で、3年前と比較いたしまして約5,000円の増加となっております。

県内においては、古河市は来年度から子供の医療費助成制度の対象を現行の中学3年生から20歳までに拡大するため、12月の定例市議会に条例改正案を提出するとの新聞報道もございましたが、本村といたしましては医療費の推移や今後の財政状況等を勘案しますと、現時点では今以上の拡大は難しいと考えているところでございます。

大名美恵子議員 例えば愛知県東郷町では「子育て支援ナンバーワンを目指します」として2012年1月から高校生まで無料化、また岐阜県大垣市は「子育て日本一をさらに推進します」として2012年4月から実施、さらに埼玉県新座市では「子供の健やかな育ち支援と保護者の負担軽減を図るために」と2013年4月から実施しています。早くには2010年4月から長野県木曾町で実施しています。

国の制度がない中で地方が本当に苦労してつくったそれぞれの制度です。内容の違いは多少はあるかもしれませんが、いずれにしても今や地方自治体における子育て支援などの子供の対象は高卒までになってきているというのが状況ではないでしょうか。

本村におきましても、今後この問題を財政状況からだけ見るのではなく、こうした流れも十分に視野に入れての検討が必要になっているということを申し述べて、この質問は終わります。

大名美恵子議員 6点目は、核燃施設の新規規制基準について伺います。

原子力規制委員会が11月27日、正式決定した核燃料サイクル施設や試験研究炉の新規制基準のポイントとして、ある新聞では4点挙げていました。まず、新基準についての評価を伺います。あわせて、本村所在の該当事業所及び事業所の対応状況を伺います。

経済環境部長 12月18日に施行予定の核燃料施設等に係る新規規制基準でございますが、取り扱う核燃料物質の形態や施設の構造が多種多様でありますことから、施設の種類ごとに策定されております。地震、津波への対応や火災防護対策、電源の信頼性の強化などが主な内容でございます。それぞれの施設で多重防護の考え方に基づく対策が要求されております。新規規制基準の施行に伴い、それぞれの事業所で原子力規制庁へ申請し、審査されることとなりますが、村といたしましても関係事業所が基準を満たしているかどうかなどの確認を県とともに行っていく必要があると考えております。

2点目の本村所在の該当事業所でございますが、使用済み燃料再処理施設は核燃料サイクル工学研究所がございまして、それから、核燃料加工施設としましては、三菱原子燃料株式会社と原子燃料工業株式会社がございまして、それから、試験研究用等原子炉施設と、それから廃棄物埋設施設につきましては原子力科学研究所がございまして、4つ目の核燃料物質使用施設といたしましては、原子力科学研究所、核燃料サイクル工学研究所、原子燃料工業株式会社、ニュークリア・デベロップメント株式会社、核物質管理センター、東京大学大学院がございまして。

事業所の対応状況につきましては、新規規制基準対応に猶予期間がございますので、現時点では主に建物や設備機器類の耐震補強から順次実施されるものと考えております。

大名美恵子議員 私としましては、規制委員会にはぜひ福島原発の事故対応に全力投入していただきたい、また特に再処理施設に関しては、そもそも危険で矛盾の多い再処理ありきの基準づくりであってはならないと考えるものです。

しかし、原子力機構の再処理施設に保管されているプルトニウム溶液と高レベル放射性液の存在が誰しも大きな心配であることも間違いありません。原子力規制庁の12月2日付発表では、合わせて430立方メートル処理されずに放置されているとのこと。安全装置が壊れると沸騰して放射性物質が飛散したり、水素爆発を起こしたりするおそれがあると言います。改めて私たちは大変危険な地域に住んでいるのだと思われました。

今回の新規規制基準により、安全審査を申請しても、すぐに認可となるわけではないと思います。村としてはこうした状況についてどう考えるか。私は急いでガラス固化処理

を進めるべきと考えますが、村の考え方をお聞きいたします。

経済環境部長 高放射性廃液の貯蔵管理につきましては、崩壊熱の除去及び放射性分解により発生します水素の送気などが必要なことから、廃液を貯蔵する貯槽には冷却や空気の供給などの安全対策を施すとともに、停電時に非常用発電機から給電が行えるようになっております。さらに、福島事故を教訓として、全電源喪失時でも電源車等を配備しまして、緊急時の多重の安全対策も実施しております。

しかしながら、多重の安全対策は行っておりますが、これらの全ての安全機能が継続して喪失するような場合、こういったことを想定した場合、潜在的リスクとして環境への影響が考えられます。こうした潜在的リスクや安全性の向上を考慮いたしますと、高放射性廃液の固化、安定化を早期に行う必要があることから、ガラス固化につきましては新規制基準への適合の対応と並行して進めることが望ましいと考えております。

大名美恵子議員 その望ましいと考えていること、それは県とも一緒に事業所のほうに、そして国のほうにも、きちんと述べていくということを求めたいと思います。

大名美恵子議員 7点目は、大豊プラント計画の焼却施設に関する学習会についてです。

現在、本焼却施設に関しては、設置許可取り消しと建設差し止めを求めた裁判が行われています。行政訴訟は現在控訴審になっており、元県立広島大学教授の三好康彦さんは、「大豊プラントの計画では焼却炉の構造と燃焼ぐあいについても矛盾があり、4点の許可要件が抜け落ちている」と重要な指摘をされています。炉の構造上、また燃焼計画では絶対的に空気不足で不完全燃焼となり、黒煙をはじめ一酸化炭素、アルデヒド、ダイオキシン類の発生原因物質を大量に発生することになると言い、これを見落とした茨城県の許可処分は誤りだと言っています。これらは高裁での大きな争点になっています。

住民、村、議会が建設に反対している本件焼却施設の問題点について、三好氏を講師に招き、住民と執行部の学習会を開き、認識の共有を図ってはどうか、考え方をお聞きいたします。

経済環境部長 学習会の開催につきましては、村が主催者となった場合、全村民を対象として周知を図る必要がございます。これまでの議会答弁でも、この件につきましては申し上げておりますとおり、本案件は現在裁判係争中でございますので、公平性の観点から村が主催する学習会の開催は難しいものと考えております。

大名美恵子議員 以前には、ゴミ弁連の梶山正三弁護士を講師に村が学習会を開いた経緯がありますが、状況の違いがあるものと推測します。

しかし、そもそもなぜ学習会が重要か、ここが大事です。県に大豊プラントから申請が出た折、村はその書類を住民に縦覧させ、意見があれば書いてもらい、それらを含め

て村としての意見を県に上げたわけです。村自身にも申請書類の問題点を見抜く力があり、県に意見を上げることができたならば、状況は大きく変わっていたはずです。今後を鑑み、地元自治体として許可権者茨城県にきちんと意見が出せるよう、対策が必要ではないかと考えます。

学習会の村開催がだめであるなら、原告住民らが開催する裁判の説明会などに職員も積極的に参加すべきと考えますが、見解を伺います。

経済環境部長 厳しいご指摘でございますけれども、村の職員が見識を広める機会を得るということは非常に重要なことと考えております。機会を捉えて積極的に参加してまいりたいと考えております。

大名美恵子議員 8点目は、村最終処分場の残容量と埋立計画についてです。

東日本大震災以降、搬入量が増えていると思われませんが、一般廃棄物、産業廃棄物ともに残容量について状況をお聞きします。特に一般廃棄物につきましては、清掃センター焼却部門が広域化され、また放射性を帯びた飛灰が入っておりまして、今後の埋立計画に影響はないのか懸念されます。現時点での一般廃棄物及び産業廃棄物最終処分場それぞれの埋立計画について考え方をお聞きします。

経済環境部長 一般廃棄物及び産業廃棄物最終処分場につきましては、残りの埋立容量を把握するための測量を毎年行っているところであります。一般廃棄物最終処分場が本年9月現在で埋立容量4万8,000立方メートルのところ残容量2,222立方メートル、埋立率95%となっており、産業廃棄物最終処分場のほうが本年2月現在で埋立容量13万8,200立方メートルのところ、残容量11万6,323立方メートル、埋立率15%となっております。特に一般廃棄物最終処分場につきましては、東日本大震災の発生以降ごみ量が増加したことなどによりまして、このままのペースで埋め立てを継続していきますと、平成27年7月に終末を迎える状態となっております。

ひたちなか・東海クリーンセンターから搬入されます飛灰の最終処分場への埋め立てにつきましては、平成25年6月議会において説明したとおり、福島第一原発事故による影響を確認するため、飛灰に含まれている放射性物質濃度の調査を実施しておりまして、放射性物質汚染対処特措法に基づきまして、飛灰の上下に50センチメートルの土壌を敷設するなどの措置によりまして埋め立てを行っております。

こういったことから、一般廃棄物最終処分場の残容量が残りわずかであるということもあり、来年度から村外の最終処分場へ委託したいと考えているところでございます。

大名美恵子議員 3点お伺いします。今の答弁でちょっとわかりにくかった点3点です。

1つは、今後の一般廃棄物最終処分場への埋め立ては主に飛灰となると考えていいのかどうか。

2つは、今となっては今後、残容量が急激に不足していく原因は上下で合わせて約1メートルの土を敷いたり、かぶせたりする飛灰の埋め立てによるものか。

3つは、処分場の建設には約5年要すると聞きましたが、産廃の今後の埋め立てについては残容量がまだ十分あり、当面心配ないという見通しなのか。

以上3点を確認させていただきます。

経済環境部長 まず一般廃棄物最終処分場の搬入物でございますが、ひたちなか・東海クリーンセンターからの飛灰が主でございますが、そのほか東海村の清掃センターの不燃物の処理をした残渣が一部入ります。これらで埋めるということになります。

それから2点目が、飛灰だけでいっぱいになるかというところでございますが、50センチの土、土壌を入れるということは、建設当時は想定しておりませんでしたので、これらを入れることによって終末時期が早まっているというところがございます。

それから、産廃のほうの最終処分場でございますが、こちらは主にゴムくずですとか、公共事業で発生いたします建設廃材、コンクリート破片ですとかアスファルト破片などがメインでございますが、このうち建設廃材につきましては別途処理法が普及しておりますので、ゴムくず等のみということになりますので、当面の間はこちらのほうは余裕があるものと考えております。

大名美恵子議員 一般廃棄物の最終処分についてですが、村外の最終処分場への業務委託を考えているということですが、全国的に見ても最終処分場の確保が困難な状況下、委託予定の処分先も受け入れに限界があるのは必然と考えられます。村の最終処分場余剰地の建設整備をどう考えているのか伺います。

経済環境部長 最終処分場の終末が近づいているということで、新たに建設する場合の費用ですとか建設年数、そういったものを調査を重ねてまいりましたが、コスト面、緊急性などを考慮した結果、当面の間は業務委託の方向で対処することを考えております。委託先の最終処分場につきましては、長期間受け入れが可能かどうか、そういったことを判断しなければなりません。大規模災害などの発生が今後も想定されますので、委託先につきましては新たな処分先なども含めて確保することを検討してまいりたいと考えております。

大名美恵子議員 今のごみはどこに持ち込まれても、どこも嫌なことになります。ですから、できれば自分の村で処分できるというのが一番望ましいのではないかと考えます。

最後にちょっと意見を述べさせていただきますが、この質問での清掃センターの広域化を検討していた時期は、本村の一般廃棄物の最終処分場はひたちなか市とは違い、しばらく残容量があると言っていました。今回、委託を検討するに至ったという背景には、そもそも埋立予測の見積もり違いがあったのではないかとおもわれますが、先ほどの答

弁で 50 センチ、50 センチ、このことが考えられてはいなかったというようなことも言われましたが、例えば震災後、埋立方法や状況が変わった時点で残容量を心配するというようなことがあったなら、また対応が違うこともあったのではないかと思います。担当課にはぜひ振り返っていただければと思います。

大名美恵子議員 最後の質問です。全国学力テストについて伺います。

文部科学省が 11 月 29 日に公表した来年度の全国学力テストの実施要綱では、これまで禁じていた自治体による学校別結果の公表を認めるものになっていると、各紙一斉に報じました。学校別結果公表は点数競争をさらに激しくし、教育を一層学力テスト対策偏重でゆがめ、豊かな学力の形成を妨げるおそれがあります。本テストの質的問題点がいよいよあらわれてきていると言えます。なぜ公表を認めることになったのか。競争で学力を上げようとするのか。私は学校ごとに到達目標を定めて独自に分析し、課題を明確にする全国学力テスト抜きの教育現場が重要と考えます。

学校別結果公表に関する教育委員会の考え方を伺うとともに、来年度、本村は全国学力テスト不参加とすべきですが、考え方を伺います。

教育長 まず結論から申しますと、いつも平行線をたどるようなんですけれども、来年度も全国学力・学習状況調査に参加いたします。それは大名議員ご指摘のように学校内で子供たち一人ひとりの実態を把握して到達目標を定めて、指導の重点化を図り、指導の充実改善を行って、子供たち一人ひとりの学習内容の定着を図る、そしてまたさらに伸ばしていくという手だてを講じることはとても大切なことですが、それと同時に、将来やはり日本や世界を舞台に自分の力を発揮して多様な人々とのかかわりを通じて、やっぱりよりよい社会を形成する人材やグローバルな人材を育成していくためには、全国調査や県の調査を生かして、子供たち一人ひとりの実態に応じた調査を明確にして、指導の改善、充実を図っていくというのは、やっぱり大事なんじゃないかなと思います。

それで、全国学力・学習状況調査の報告書というのがあるんです。これは公開できますので、いつでもお見せいたしたいと思うんですけれども、ここに具体的にどういうふうなところで間違えるのかというのが出ているんです。これを見ながら、やはりどのような指導の手だて、重点化を図っていくか、そちらのほうの支援を教育委員会はしていきたいと考えておりますので、これは私は大事な調査じゃないかなと考えております。ですので、参加の方向で行きますが、また先ほどお話がありましたように、結果の公表について市町村単位でできるということになったんですけれども、本村としては、やはり公表した場合に点数が一人歩き、数値が一人歩きしていったら、本来の目的をゆがめてしまうんじゃないかということで公表はしない方向で考えています。

大名美恵子議員 参加はするけれども、教育内容に生かすという答弁、前の教育長からも何度も聞いていると思います。

しかし、私は今回ちょっと強く言いたいと思います。どんなに現場の先生や村教育委員会が子供のためにと頑張っても、改悪教育基本法やテストの実施など制度や仕組みがつくられ、そのレールに乗るなら、そのレールは幾らでも変更し得るのです。見えないところで教育改悪が推進されていくのです。学力テストの狙いの本質を見きわめ、参加する学校がないという状況にならない限り、参加をしまえば後はレール変更で国は目的達成を目指していくのです。

結局、国の大企業と財界のための人材育成、愛国心教育で国家への帰属意識を育てる、教職員に対する統制と管理を強化することに村教育委員会も協力することにつながってしまうのです。学校現場で人材育成、このようなことばが最近は多く出ておりますが、教育の大きな後退であると私は考えます。

教育基本法は改悪されましたが、目的の中の「人格の完成を目指す」という最も重要なことに変わりはありません。もともとの東海村の教育観からすれば、今からでもレールからおりるべきです。その決断が教育長には求められていることを申し述べ、私の質問を終わります。